

## 平成 28 年度第 1 回広島県青少年健全育成審議会環境整備部会議事録

### 1 開催日時及び場所

平成 28 年 5 月 16 日（月）14 時 30 分～16 時 55 分

広島県庁農林庁舎 1 階 101 会議室（広島市中区基町 10-52）

### 2 委員の現在数及び審議会に出席した委員の数

委員の現在数 10 人

出席委員数 6 人

### 3 出席した委員の氏名

秋野成人，里村文香，多田雄一，蓼原清道，野崎賢治，安井牧

### 4 議題

広島県青少年健全育成条例に基づく青少年に有益な映画の推奨について

映画「探偵ミタライの事件簿 星籠<sup>せいろ</sup>の海」

### 5 担当部署

広島県環境県民局県民活動課

T E L (082) 513-2740（ダイヤルイン）

### 6 会議の内容

#### (1) 開会

委員総数 10 名中 6 名が出席し，広島県青少年健全育成審議会規則第 4 条第 5 項において準用する第 3 条第 3 項により，定足数を満たし，部会が成立していることを事務局が報告した。

部会長から，本日の部会は，県知事から当審議会に対し諮問があり，審議会運営規程第 3 条の規定により，環境整備部会に付議されたことにより開会となったことの説明があった。

同じく部会長から，本日の部会は，広島県青少年健全育成審議会運営規程第 8 条により公開とし，議事録は，県のホームページに掲載することの説明があった。

#### (2) 議事録署名者の決定

部会長が，安井委員を指名した。

#### (3) 利害関係者の有無の確認

本日の議題に関して利害関係のある委員の審議参加について，本日の出席者に利害関係者に該当する委員がないことを確認した。

#### (4) 推奨基準の確認等

事務局から，資料 1 により作品の概要，資料 2 により推奨基準について説明した。

#### (5) 映画の鑑賞

審議対象作品「探偵ミタライの事件簿 星籠<sup>せいろ</sup>の海」を鑑賞した。

#### (6) 審議

(部会長)

青少年に有益な映画として推奨するか審議するに当たり，映画を鑑賞しての各委員の感想を出していただき，それをベースに審議したい。

(委員)

率直な感想として、娯楽映画としてはおもしろい。今後、第2作以降も製作されるのだろうが、その第1作目に広島を選んでいただいたことは大変ありがたいと思う。しかし、青少年に有益な映画として推奨するとなると、疑問を感じる。推奨基準の項目の中から、強いて挙げるとすると、「知識又は教養を高めるもの」か「健全な娯楽作品」に当たるかということころだろう。福山の風景がたくさん出てきて、広島県としては大変ありがたい作品であるが、青少年に有益な映画として推奨まですることには疑問がある。

(委員)

魅力あるキャストをそろえ、瀬戸内海と福山をとりあげており、あらためて身近な瀬戸内海に興味を持つきっかけになるような気はする。一方、気になる場所として、結構、残酷なシーンが出てくる。赤ちゃんの死体など、何も知らずに見に行ったときにどう思うか、気がかりなところがある。また、赤ちゃんが落ちるシーンなどの映像がリアルである。福山市が力を入れている作品ではある。

(委員)

娯楽作品としてはおもしろいと思うし、福山市が力を入れているのも評価できるが、一方で、赤ちゃんなどの死体が繰り返し出てくるのが気になる。死体や人の死が、ストーリー展開の道具のように使われており、登場人物が普通の表情で、時にはニヤッとしながら、セリフを言うことで、見る人も、死や生に対する尊厳のようなものを忘れ、普通の感覚にさせてしまうのではないかと感じる。また、復讐をモチーフにしており、青少年に何を伝えていくのか、難しいところである。

(委員)

一番最初に、目や口を塞がれた残酷なシーンがあったので、青少年には衝撃が大きいのではないかと感じた。全体としては、おもしろい推理もので、思考力や探究心などが育つようにも感じた。福山の歴史にも触れており、確かに教養は高まると思ったが、優良な映画として推奨するほど優良かということ難しい。

(委員)

他の委員と同意見だが、それ以外では、外国人に対して差別的な表現があったのが気になり、人権への配慮という点でどうだろうと思った。

(部会長)

推理小説がベースで、殺人事件をテーマとした作品なので、殺人をどのように扱っているかに関心を持って鑑賞したが、ショッキングな映像が回想のような形で何度も出てきたのが気になった。また、推理小説として、青少年が見るには構成が結構複雑で、集中してのめり込んで見る必要があるが、ショッキングな映像が繰り返されるがゆえにそのインパクトが強化されかねず、集中して見ることができるだろうかと感じた。また、福山を扱った部分もあるが、全体のボリュームからしてあまり多くはない印象であった。委員の皆様の意見のとおり、娯楽映画としてはよいが、これを青少年に対して、あるいは家庭向けに推奨するとなると、無理があるように感じる。

(委員)

おもしろい映画だったとは言えるが、「ぜひ見てください」というのとはニュアンスが違うように思う。青少年の健全育成に役立つとか、家族で見たいというものとはタイプが違うと思う。

(委員)

推奨基準によると、3「知識や教養を高めるもの」や、6「健全な娯楽作品として優れたもの」が関係するかもしれないが、3については、全体のボリュームに占める割合からすると少ないように思われるし、6については、娯楽作品としてはおもしろいが、「健全な」と

いう意味で、家族そろって、あるいは子供を連れて御覧になってくださいとは言いにくい部分がある。

審議の結果については、推奨は適当でないこととし、その理由については、各委員の意見を集約したような形で、部会長一任で整理させていただくこととしてよろしいか。

(全員)

異議なし。

(部会長)

以上で審議を終了させていただく。進行に御協力いただき感謝する。

(7) 閉会

## 7 資料一覧

資料1 青少年に有益な映画の推奨について（県知事諮問）

資料2 広島県青少年健全育成条例に基づく有益映画等推奨要領  
広島県青少年健全育成条例による推奨及び指定に関する基準  
（抜粋：優良映画等推奨関係部分）

参考資料1 広島県青少年健全育成条例（抜粋：審議会関係部分）  
広島県青少年健全育成審議会規則

参考資料2 広島県青少年健全育成審議会運営規程

参考資料3 委員の審議参加に関する申し合わせ事項  
対象映画のチラシ、パンフレット（抜粋・コピー）